

飯塚市保育士等処遇改善臨時特例補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

飯塚市長 武井政一

飯塚市保育士等処遇改善臨時特例補助金交付要綱を廃止する告示

飯塚市保育士等処遇改善臨時特例補助金交付要綱(令和4年飯塚市告示第41号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による廃止前の飯塚市保育士等処遇改善臨時特例補助金交付要綱第4条の規定により交付した補助金については、同要綱第8条の規定は、なおその効力を有する。